

令和元年度第1回座間市環境審議会 会議録

○日 時 令和元年6月20日(木) 午後3時00分～午後5時00分

○場 所 座間市立市民文化会館(ハーモニーホール座間) 中会議室

○出席者

委 員 田中会長、小池副会長、藤倉委員、村山委員、長沼委員、清水委員、西委員、室星委員、日浅委員、吉井委員

事務局 環境経済部長、環境政策課長、環境政策係長、環境政策係主任、環境政策係主事補

○公開の可否 公開 一部公開 非公開

○傍聴者 なし

○配布資料 次第、座間市環境審議会委員名簿、資料1 座間市環境美化条例に基づく平成30年度活動実績、資料2 座間市環境美化条例に基づく令和元年度活動予定、資料3 座間市環境基本計画の期間について、資料4 平成30年度温室効果ガス排出量の実績

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題

(1) 座間市環境美化条例に基づく平成30年度活動実績について

～事務局から配布資料について説明～

(2) 座間市環境美化条例に基づく令和元年度活動予定について

～事務局から配布資料について説明～

・田中会長

委員の方から意見、質問等がありましたら御発言ください。

・藤倉委員

路上喫煙調査に関して、地図などで場所を明示し、どういう範囲を目視したのか、もう少し詳細に調査した方が良いと思います。夜の方が喫煙者が多そうなので、朝の通勤時間帯が適切なのかを含めた調査計画を立ててはどうですか。道路距離当たりの吸い殻の数よりも、道路面積当たりの吸い殻の数で出した方が良いと思います。吸い殻などは、一つの通りに何本あったのか、特徴がわかるような情報を把握した後に、啓発する材料にした方が良いと思います。調査方法を教えてください。

・事務局

2名1班体制で、道路の両側、車道の部分を含め、確認しました。今回は道路距離で対応しましたが、今後は道路面積で調査結果を表すよう対応を検討します。

・田中会長

市境の調査は、どのように行いましたか。

・事務局

市境は、座間市側だけを調査しました。また、今年度の路上喫煙調査は、午前7時から8時で調査を実施しています。夜間調査に関しては、今後、検討させていただきたいと思います。

・藤倉委員

路上喫煙調査ですが、小田急相模原駅の場合、どこでどのような調査をしたのですか。

・事務局

駅前は相模原市域になるので、座間市側に調査区域を設定し、調査しました。

・藤倉委員

何人体制でどのような調査をしたのですか。

・事務局

2名体制で路上での喫煙者の有無を確認しました。小田急相模原駅周辺に関しては、主要路線を調査しました。

・藤倉委員

通行している喫煙者なのか、屋内禁煙だから路上で喫煙している者なのか、区別して把握した方が良いと思います。通行している喫煙者の場合は、通行した総人数、また、その中での喫煙者数を把握し、人数割合として出すなど、細かく記録すべきと思います。

・吉井委員

路上喫煙調査時間の、午前8時から8時30分が妥当かどうかは、「統計的」に判断する必要があります。午前8時から8時30分の喫煙者数から全体を評価してしまうことになりませんので、「統計的概念」も取り入れた方が良いと思います。

・田中会長

「統計的概念」というのはどういう趣旨でしょうか。

・吉井委員

全体を評価する裏付けが必要だということです。調査時間帯の午前8時から8時30分で全体を評価できるかどうか。他の時間帯では結果が変わる可能性もあります。

・田中会長

統計というのは、サンプルから全体傾向を把握する手法のことだと思いますが、事務局の調査は、そのような意図ではなく、実態調査の一環として実施したというのが私の理解です。傾向がわかる実態調査をした方がいいという御指摘をいただいたということで事務局は受け止めてください。

・長沼委員

市民の皆さんや市で、ある程度ポイ捨て等が多い地域を把握できていると思いますので、スポット的に調査する方法もあると思います。

・事務局

全体像を出すという考えでは、調査しておりません。駅前を路上喫煙の禁止区域として指定すべきなのかを調査する目的で始めました。今後、全体的に広げるか否か、検討を進めたいと思います。

・村山委員

調査人員が限られているならば、キャンペーンなどで市民から情報収集することを考えられてはいかがですか。

・田中会長

第一段階の実態調査をしたという状況だと思います。今後は、今回出された意見を参考に、丁寧に調査していただければと思います。路上喫煙を定点観測的に調査する方法もあると思います。また、落書きに関して、市内数十か所調査していますが、これで市内全域を網羅したということですか。

・事務局

市内全域ではありません。不定期に調査をしている状況ですので、今後定期的な調査も必要になると認識しています。

・田中会長

市民から情報提供をいただくことも方法の一つです。全市的に見た時にどの方面に落書きが多いのか、どの幹線道路沿いなのかなど、傾向も出てくるでしょうから、傾向を分析し、地域特性を捉えた対策も有効かもしれません。資料3と4に、落書きを「消去」と書いてありますが、どなたが消去したのですか。

・事務局

これは地権者が消去したと思われます。きれいに消去されているのではなく、上塗りされて消去されています。

・田中会長

市が消去したのではなく、地域の方や持ち主の方が消去されたということです。記録を残しているのは、貴重なデータだと思います。

・西委員

路上喫煙調査の結果に関してですが、喫煙していた方がポイ捨てもしたのですか。

・事務局

ポイ捨てをしていない方もいます。

・西委員

そのような方にも、喫煙を止めさせようということですか。

・事務局

駅前については、人もたくさんいますので、迷惑行為になるため、無くしていきたいと思いますが、禁止事項ではありませんので、喫煙者の努力義務になります。

・西委員

ポイ捨て調査結果の、捨てられたペットボトルの数は、本当にこんなに少ないのですか。

・事務局

ペットボトルはあまり落ちていませんでした。街中はきれいで、掃除してくれている方々が拾ってくれている可能性があります。

・藤倉委員

いつ誰がその場所を掃除をしたかななどの情報があると良いと思います。掃除してから何日経った状況なのか。また、地域の事業者が清掃活動を行っているなどの情報は、きちんと把握してから調査をすべきだと思います。さらに、ごみは、雨が降ると流れるという特性がありますので、雨が降ってから何日目の調査なのかという情報もあった方が良いでしょう。今年も駅前でごみ拾い活動を実施するのであれば、1週間後、1か月後にどうなっているか調査確認すべきだと思います。

- ・ 田中会長

商店会の方と一緒に清掃するのは良いと思います。あるいは、「ごみ見つけ隊」というような市民参加方式を呼びかけるのも良いかもしれません。

- ・ 西委員

目久尻川クリーンアップキャンペーンが年に2回あります。同様に、街中クリーンアップ大作戦など、市民参加を呼びかけると良いと思います。

- ・ 村山委員

昨年、麻布大学は、大学と駅間の道路でアダプト活動を行い、月に2回ごみ拾いを行いました。学生がごみを拾っていると、商店会の方もごみを拾うような効果もありました。さらに、自治会や企業の方が定期的に清掃活動を行っていることがわかり、学生とのネットワークができました。まち美化活動を行っている方はたくさんいますので、連携してみてもいかがですか。清掃活動の頻度を数える実態調査方法もありますし、毎回活動している人にヒアリングするというやり方もあると思います。

- ・ 藤倉委員

自動販売機の設置箇所、空き缶・空き瓶・ペットボトルの回収容器の管理者についての台帳を作ることもできると思います。二つの駅周辺だけでも調査したらいかがですか。

- ・ 田中会長

自動販売機の設置箇所や回収容器の地図も重要な情報です。市民や商店会の皆さんと連携しながらごみ拾い活動を行うことも御検討ください。どれくらいの期間で、どのくらいのごみが出るのか、地域の美化活動団体数を含めて把握したらどうかという御意見でした。

- ・ 小池副会長

調査は職員がやっているのですか。

- ・ 事務局

はい。

・小池副会長

令和元年度の活動予定についてですが、落書き消去用物品貸与は、落書きを消去する方をどなたか想定していますか。

・事務局

落書きされてしまった地権者を想定していますが、描かれてしまった落書きに対してボランティアが所有者の許可を得て消去することも可能です。

・小池副会長

地権者に対し、消去物品を貸与するので、消去を命じることはできませんか。

・事務局

命じることはできません。

・小池副会長

実際に落書き消去イベントを行うために、消去協力してくれる団体等を探していますか。

・事務局

これから探す予定です。

・小池副会長

条例の最終的な目的である、禁止行為を止めさせる方法について、考えていますか。

・事務局

看板掲示による抑止を考えています。

・西委員

目久尻川沿いのウォーキングを実施していますが、ごみを拾いながらウォーキングを行えば、啓発になると思います。様々なイベントと連携してごみ拾いを行っても良いと思います。

・清水委員

うちの前のバス停は、以前はたばこの吸い殻がたくさん落ちていましたが、最近減ったような気がします。常に地域をきれいにしておくことが、捨てられない要件かと思っています。

・田中会長

割れ窓理論があります。割れた窓を放置しておくと、どんどん窓が割られていくという理論です。つまり、ごみが落ちていたら拾うことで、みんながきれいな状態を保つということです。

・藤倉委員

落書きの資料の中に、店舗の壁の落書き写真がありますが、落書きがされそうな壁ですので、単に消去するのではなく、美術クラブや、市民の美術サークルなどに絵を描いてもらうのはいかがでしょうか。

・事務局

座間市のPRにもつながるため、学生から図案を募集し、その図案を壁に描く活動を大学生に手伝っていただく等の方法もあると思います。

・田中会長

公共施設であれば良いですが、落書きされた事業者が提案を了承するかということもあります。

・小池副会長

学生がボランティアをすると単位をもらえる制度があります。市で道具等を支給して、落書きの消去作業をボランティアにしてもらうのは、いかがですか。

・田中会長

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題3について、事務局の説明をお願いします。

(3) 座間市環境基本計画の期間について

～事務局から配布資料について説明～

・田中会長

議題3の趣旨は、現行計画が総合計画の計画期間と併せて平成32年度に終了する予定でしたが、次期総合計画が延伸し、令和5年度から開始することになり、2年間座間市の市政運営指針を定めることになりました。ついては、環境基本計画についても、令和2年で終了する予定のところ、令和4年度まで2年間延伸したらどうかという提案でした。これについて御意見等ありますか。

・小池副会長

環境基本計画は、第四次総合計画に基づいていますので、基本的には総合計画と足並みを合わせるべきだと思います。次期総合計画の環境についての施策や方針に基づくことが大原則だと思いますが、現在、社会情勢の大幅な変化や、問題が出てきた状況であるかを判断し、審議会に意見を聞くということはどうですか。

・田中会長

今の副会長の御意見は、計画をこの時点で見直すのであれば、大きな社会状況の変化等があった場合で、原則的には総合計画に併せて進めていくのが妥当ではないかという御意見でした。

・田中会長

どのような経緯でこのような提案がなされたのでしょうか。

・事務局

総合計画については、平成30年度の第3回定例会の市長現況報告で、市長から次期総合計画を令和5年度から8年間の計画期間で策定し、令和3年、4年の2年間で次期総合計画の策定期間として位置づけ、その間は市政運営指針を定めることで市政を運営するという報告がありました。

・小池副会長

今、プラスチックごみが社会問題になっています。ところが、環境基本計画や環境基本条例には、プラスチックごみに関して何も謳っていません。社会的変化の一つだと思うので、審議会から提案し、そのようなテーマを入れることを考えてはいかがでしょうか。

・事務局

実際に今の環境基本計画の中でも、廃止になっている事業もありますので、今後、検討を進め、審議会にも諮りたいと思います。

・藤倉委員

市が総合計画を作る本当の意味は、人口と財政を予測するということですので、大抵の市町村は長期の計画を立てますが、地方自治法が改正され、必ず作る必要がなくなったため、市政運営指針で運営している市町村もあります。総合計画が延長になれば、令和5年までの人口予測ベースが無い状況になります。環境基本計画の中で、人口によって目標を立てていたものの有無が一つの論点になります。もう一つは、総合計画は財政を予測した上で、重要な事業を決めていくことに意義があります。つまり、人口によって変わる目標があるのかと、重要な事業が何かという観点で、総合計画と足並みを揃えるべきところです。期間を延ばすということに関しては、必ず

中間見直しを行うべきだと思います。目標値の見直しや、事業の改廃、追加も、今後は中間年にすることを環境基本計画の方針として持った上で、延長するというのが妥当だと思います。

今回も、2年延ばし、9年間の計画にするのであれば、中間見直しについて、環境審議会から正式に意見が出されているとすべきではないでしょうか。

・田中会長

今の時点で中間見直しをすると、見直し後の次期計画策定が2年後になりますので、短期すぎると印象があります。

・事務局

廃止している事業等もございますので、現計画において見直さなければならない目標や施策があれば、その部分を修正・改正し、次期計画を長期計画で策定するのであれば5年程度に1度見直すという計画にすべきと考えています。

・田中会長

必要な範囲の見直しをすることをもって、中間見直しにするかということだと思います。御意見はございますでしょうか。それでは、必要な施策や目標値については、見直しをすることと進めていきたいと思います。この計画の延伸期間が令和3年度から4年度までですので、実際には令和2年度に見直しを行うのでしょうか。

・事務局

そういうことになります。

・田中会長

それでは、基本的には座間市環境基本計画を2年間延伸するという事によろしいかと思えます。軽微な見直しについては、令和2年度に審議を終わらせて、令和3年度スタートの段階では新しい目標等で始められるように、事務局には見直し作業に向けての準備をお願いしたいと思います。それから、環境上重要な事項については、市政運営指針の策定の担当課にきちんと要望を出してください。

それでは議題4に移ります。座間市地球温暖化防止実行計画に基づく、市の庁舎の事務事業の温暖化対策についての施策の報告になります。事務局から説明をお願いします。

(4) 平成30年度温室効果ガス排出量の実績について

～事務局から配布資料について説明～

・藤倉委員

契約している電気事業者は、平成25年度と30年度で違っているのかと、空調はガスヒートポンプであるのか、また、ガスの用途についてお伺いします。

・事務局

都市ガスはヒートポンプに使っています。電気事業者は、平成25年度と30年度では違います。

・藤倉委員

排出係数は変わりましたか。

・事務局

排出係数は基準年度の係数固定で算出しています。第三次実行計画は、係数固定で策定しており、次期計画を策定の際には、係数固定で良いのかという議論は必要だと思っています。計画では、係数固定にして、純粋に二酸化炭素排出量を比較する計画です。

・藤倉委員

それは、二酸化炭素排出量を比較するというよりも、純粋にエネルギーの消費量を比較することです。排出係数の少ない電気事業者を選ぶことは大事なことになるので、排出係数が下がったことによる二酸化炭素排出量を、参考値として出していただきたい。

・田中会長

それは必要だと思いますので、参考値を出すようにしてください。この計画は、令和元年度までの計画ですが、今年改定をするのであればスケジュールはどのようになっていますか。

・事務局

他市の計画等を調査しながら、策定準備を進めているところです。今年度中には策定します。

・田中会長

それでは、審議会に報告していただき、審議会からもアドバイスができるようにしましょう。市の施設の場合は、排出係数の少ない電気事業者に変えていくことが大事だと思います。

・藤倉委員

排出係数を固定するのではなく、使用エネルギーの熱量を表すギガジュール単位で出す方が良いと思います。

・事務局

参考にさせていただきます。

・田中会長

それでは、今述べた点も踏まえて整理をし、データを取りまとめて、次期実行計画の見直しに際し、計画案ができた段階で審議会でも意見交換させてください。

本日の議題はここまでですが、全体的に何か御発言がありますか。

・日浅委員

路上喫煙の問題ですが、他者に対する害があるという前提で路上喫煙調査をするとすれば、もう少しきめ細かく、様々な点で遡及しやすいような調査をした方が良いと思います。

・事務局

わかりました。

・小池副会長

環境政策課の予算により、来年度以降、市民団体に調査依頼をしてもらうことは可能でしょうか。

・事務局

可能性はあります。

・小池副会長

調査やごみ拾いは、職員がやっては全然意味がありません。市民団体に頼めば、市民団体同士の横の繋がりにより効果が出てくる可能性があります。

・事務局

落書き消去用品は揃っていますので、落書き消去したい団体がいれば、貸与及び提供できます。

・田中会長

市民活動に物品を提供したり、活動費に充当できるようなものを貸与及び提供するというのも一つの案です。物品費用に関する予算があれば市民団体等に提供し、啓発活動として生かすことも検討してください。

本日は、環境美化について多面的な御意見をいただき、行政にとって参考になることが多々あったと思います。いずれかのタイミングで改めて御報告をお願い致します。

・事務局

次回の審議会は、10月下旬から11月中旬頃を予定しています。日程が決まり次第また御連絡させていただきます。以上で令和元年度第1回座間市環境審議会を閉会致します。